

令和元年 9 月 25 日
千葉県信用保証協会

**令和元年台風 15 号による災害に係る
「経営安定関連保証（SN4号）」の指定（追加）について**

この度の台風 15 号で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和元年 9 月 20 日より協会制度「経営安定関連保証（SN4号）」の取扱いを開始しておりますが、このたび令和元年 9 月 25 日付けで指定地域の追加および指定期間の延長が告示されましたので、お知らせいたします。

変更後の「経営安定関連保証（SN4号）」制度概要につきましては、下記のとおりとなります。

記

制度名	経営安定関連保証（SN4号）（台風 15 号による災害）
対象者	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
資金使途	運転資金および設備資金
必要書類	市区町村長（※1）の認定書 ※2
保証限度額	2 億 8,000 万円以内（組合 4 億 8,000 万円以内）
保証期間	運転資金 10 年以内（据置 1 年含む）、設備資金 15 年以内（据置 1 年含む）
返済方法	原則として、分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年 0.80% ※会計参与設置会社の場合は 0.1%の割引があります。
担保・保証人	担保：必要に応じ 保証人：原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和元年 9 月 20 日（金）～令和元年 12 月 24 日（火） （災害の指定期間は令和元年 9 月 9 日（月）～令和元年 12 月 24 日（火））
申込先	最寄りの取扱金融機関

※1 告示にて指定された地域（千葉県：45市区町村、神奈川県：1市）

（千葉県）千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

（神奈川県）横浜市

※2 認定基準

①指定地域で 1 年以上継続し事業を行っている

②台風 15 号の影響を受けた後、最近 1 ヶ月の売上高が前年同月比で 20%以上減少し、かつその後 2 ヶ月を含む 3 ヶ月間の売上高が前年同月比で 20%以上減少することが見込まれること

なお、台風被害による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（特別相談窓口）】

本店 TEL 043-221-8111
松戸支店 TEL 047-365-6010

<お問い合わせ>
千葉県信用保証協会
業務企画課 清水・菅野
TEL 043-221-8185